

川崎臨海部産業競争力強化促進補助金の御案内

概要

概要

川崎臨海部に長年立地する企業が事業所の高度化・高機能化を目的として設備投資を行う場合に補助金を交付します。

対象

- ①川崎臨海部で **30年以上** 操業している事業者
- ② **製造業** (日本標準産業分類に規定)

要件等

- ① **投下固定資産額(土地、家屋、償却資産)が20億円以上**
- ②『事務所、研究所、工場の新設、増設、更新』又は『生産能力増強、合理化、製品の研究開発等を目的に、生産設備を新設、増設、更新』
- ③導入する設備は、**温室効果ガスの排出量の削減に寄与**するものであること。

補助金の額

- ①補助金の額は補助対象経費※の3%に相当する額以内(5年の分割交付)
- ②研究所の設備投資等に係る場合は、補助対象経費の5%に相当する額以内(5年の分割交付)
- ③補助金の額が5億円を超えるときは、5億円が上限となります。

※生産、研究開発、事務所機能として使用する土地、家屋又は償却資産の取得に要する費用

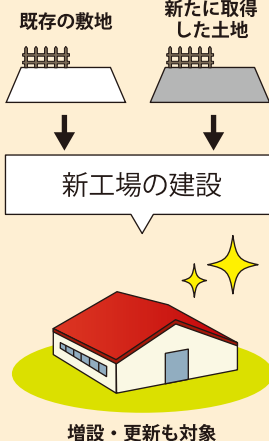
制度のポイント

事業所の高度化・高機能化に資する一定額以上の設備投資を促すとともに、事務所や研究所といった建築物だけでなく、生産設備に対する投資も広く対象とします。

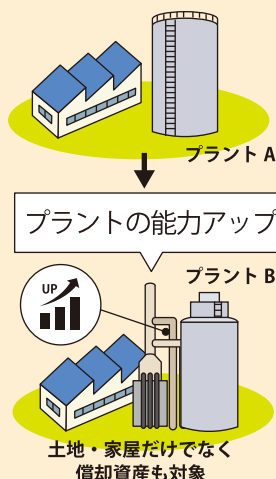
既存事業所への再投資支援であることから、幅広い設備投資に御利用いただけます。

対象となる投資

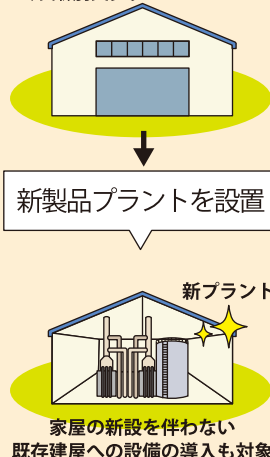
- ①事業所の高度化に対する投資



- ②償却資産への投資

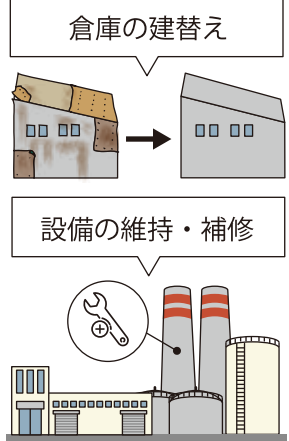


- ③既存施設を活用した設備投資

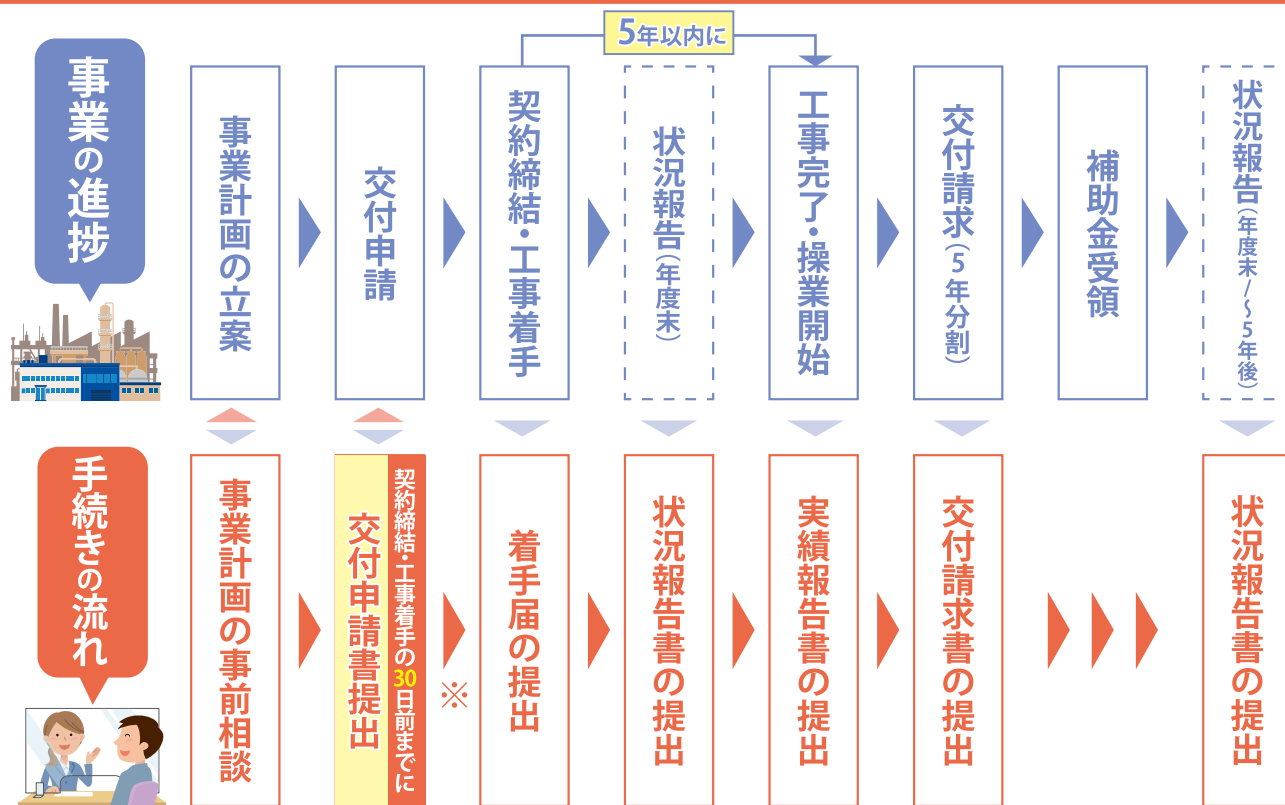


対象外

- ④事業所の高度化に直結しない投資



手続きの流れ



※交付決定通知書の受領

～補助金の活用にあたり、まずは御相談ください～

対象期間: 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(上記期間内に交付申請書が提出されたものが対象)

補助金チラシQ&A

Q1 複数社や事業所間の連携による投資についても、補助金申請はできますか。

A1 コンビナートの特性として、関連する事業所間で連携した投資を行うことも想定されることから、審査に当たっては、事業計画の一体性を踏まえた投資計画であるかどうかを判断し、計画の一体性が認められれば、補助対象と判断いたします。

Q2 建物の建設を伴わない、生産設備等の導入のみでも、補助金申請はできますか。

A2 生産設備等の導入のみの設備投資計画でも、補助金申請は可能です。

Q3 補助金申請の期限は、「設備投資等に着手する日の30日前まで」とありますが、「設備投資等に着手する日」とは、具体的にどのようなものですか。

A3 設備投資等に着手する日とは、土地、家屋の売買契約又は家屋の建設若しくは償却資産の取得に係る契約行為を行う日のうち、最も早い日をいいます。

Q4 交付申請書の提出後、交付決定を受ける前に設備投資等に着手することはできますか。

A4 設備投資等に着手する前に「事業事前着手届」を提出していただければ可能です。

Q5 「温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備投資」とは、具体的な数値目標があるのでしょうか。

A5 温室効果ガスの排出量の削減値を一律に定めるのではなく、排出量原単位の削減等を含め、設備投資の目的等に応じて、温室効果ガス削減への寄与度・効果・将来計画等を総合的に判断いたします。

Q6 神奈川県「セレクト神奈川NEXT」との併用はできますか。

A6 「セレクト神奈川NEXT」をはじめ、他の補助金等の併用は可能です(併用を検討されている補助金等の方に、併用を禁じる規定がある場合もありますので御注意ください)。なお、本市の他の補助金等を活用した場合は、補助対象経費から当該補助金等の額が控除されます。

川崎臨海部での設備投資等に関する質問・相談 は、下記の窓口までお問い合わせください

川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部

川崎市川崎区宮本町1番地 TEL:044-200-2075 email:59jigyo@city.kawasaki.jp

詳しくは
こちら▶

